

令和7年度中小企業海外販路開拓助成金公募要領

令和7年4月21日制定

この要領は、中小企業海外販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和7年度の中小企業海外販路開拓助成金の募集について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

記

1 対象とする展示会、見本市等

令和7年6月1日（日）以降に開催され、令和7年12月31日（水）までに出展が終了する以下の展示会等を本助成金の対象とする。

- (1) 海外で開催される集合（対面）型の展示会
- (2) オンライン展示会

2 募集期間

1次募集 令和7年4月21日（月）から 令和7年5月16日（金）17時まで

2次募集 1次募集終了から 令和7年6月13日（金）17時まで

3次募集 2次募集終了から 令和7年7月11日（金）17時まで

予算が上限に達した場合、2次募集、3次募集は行わない。

3 その他

(1) 助成対象者多数の場合は、助成額を減額する場合がある。ただし、今後成長が期待される分野である「健康・医療」、「航空機・EV」、「環境・エネルギー」分野の展示会及び当機構が募集する「長野県コーナー（ブース）」への出展については、優先して助成・配分する。

(2) 助成金の交付は、中小企業販路開拓助成金、小規模事業者販路開拓助成金を含め、当該年度において、1申請者につき1回限りとする。

なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか1つの展示会のみ補助対象とする。

(3) 過去に中小企業海外販路開拓助成金の交付を受けた者が、同一の展示会、見本市等に出展する場合は、助成対象外とする。

(4) 主催者等の都合で開催期間が延期され、出展が令和8年3月1日（日）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。